

第25期 第20回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和7年1月29日

伊予市農業委員会

第25期

第20回定例農業委員会総会議事録

令和7年1月29日（水）午後3時30分から、農業振興センターにおいて第20回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	19名
農地利用最適化推進委員	4名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第71号	農地法第3条の規定による許可申請について	15件
第72号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
第73号	非農地判断について	2件

（報告）

第31号	農地法第5条第1項の規定による届出について	2件
第32号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について	1件

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第20回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしく願いいたします。

議案第71号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人 松山市 ●● さん

譲受人 東温市 ●● さん

申請地 双海町串字●● 畑 ●●m²

譲受人の耕作面積 ●●m²

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページのとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんは、相続により農地を取得しましたが、農業を全くやっておられません。今回の土地は、以前から●●さんが管理されておりまして、所有権移転に合わせてレモ

ンを新たに植えられております。●●さんは、東温市から週末に必ず農作業に帰ってきて、柑橘や野菜を栽培しております。しっかりと農地を管理されている方なので問題ございません。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

今、●●委員さんからご説明がありましたが、私も農業委員として●●さんから相談がありました。●●さんの住宅は東温市でございまして、農地は下灘で●●さんの近くであります。●●さんから相談を受けた中で、この間の市長さんとの懇談会の中でお願いをしたことになるのですが、●●さんも農地、農道の整備をされているそうです。そこで、事務局にお伺いしたいのですが、農地の整備事業に対して補助の流れがどのようになっているのかお聞きしたいです。

事務局

基盤整備まではいかない程度の分について、この前のお話でお伝えしたことになりますが、今回の●●さんが言われるのは、ご自身が所有しているユンボを使って農道をつけたり、隣を開墾したりする規模の話になると思います。基盤整備ということで、ある一定の面積が集れば、また、その時にご相談いただけたらと思います。

●● 農業委員

小規模の整備については、市長との懇談会でも大規模的には松山市や中島でされているとお聞きしましたが、双海等の中山間地域ではなかなかそのような整備は困難ということで、「小規模な整備をお願いできませんか」という話をしたのですが、その辺りはどのようになっておりますか。

議長

農道でしたら地区の行事的なことも入るので、地元の中の道路に関する整備になると区長さんを含め要望したら地元の中でもできる部分があるのではないのでしょうか。市からの補助が出ないにしても地区の行政の中で、そこが中山間なのか多面的事業にあたるのかわからないですが、多少の補助や出役でされてもいいのではないのでしょうか。

●● 農業委員

そうすると、農業委員会にそのようなお願いするのは、筋が通らないということですか。

事務局

大規模な土地改良事業に関しては、●●委員さんの言われたとおりでございまして、方法がいくつかありますが、結局、国の補助金を活用できますので大規模なものはやりやすいです。基本的にご自身の農地の改良の補助については、現在、事業として活用できるものはありません。

ですが、そのような声が個人的な意見ではなく集落から出てきたり、農業委員の皆様方の総意をもって全体的に事業の創設を求める声があったりすると、たちまちは、令和7年度の予算編成は終わっていますので難しいですが、例えば令和8年度以降にそういう声に対して、それが十分なものや望む形のものではないかもしれませんが、事業としてやっていったり、また、会長が言われた農地の中のことの整備まではできませんが、農地にたどり着くまでの道路整備であったり水路の整備であったりというのは、国の事業でなくても県の事業、市の補修の事業で使えるものがあるかもしれません。

できれば、具体的な場所をあげていただいて、話をさせていただければそれに対応できる者は農業土木の部局になりますので、そちらでも検討して、結果を委員の皆様にもお伝えできる場ができるかと思えます。

望むようなお答えになってないかもしれませんが、要望そのものやいろいろな話をいただくのは問題ありません。この話を再度、担当部局につなげて、次回の総会で回答をお伝えできるようにさせていただきます。

●● 農業委員

JAの補助事業で改植などと一緒に園内歩道の道路の整備の項目があると思います。それが、どれくらい出るか分かりませんが、ただ、問題なのは東温市の方に対して伊予市の補助ができるかどうかです。東温市に出荷するのに伊予市のJAが補助をするかどうかの問題が出てくると思います。

事務局

例えば、県の事業を活用する場合に県が1/3、市が1/6継ぎ足しをしている場合に、その土地が伊予市であるところに公金を投入することに関しては、県費分だけ支援をするやり方でやっているはずです。

●● 農業委員

数年前にその補助金で軽トラが通れる立派なコンクリートの園内道を作って助かっております。

議長

県の補助金ですか

●● 農業委員

県と市です。

●● 農業委員

ただ、この方は東温市ですから、農協からの書類が回らないかもしれません。

●● 農業委員

●●さんのお母さんは家でやっています。ただ、息子さんは子どもの関係で東温市にいますが、毎週、会社の休みの日に手伝っています。農産物もある程度、下灘の支部に出荷していますので、その辺の問題はありません。

ただ、一番怖いのは個人的に「補助金を出してください」ということが問題であって、例えば、その向こうに誰かの土地があって、2軒でも3軒でもあれば、その道に対しての補助金を出やすいですが、1軒で一人が個人的に重機を買ってきて「広げたので出してください」というのは無理ですので、誰かを巻き込まないとできないと思います。

事務局

基本的には個人的なお話ではなくて、集落全体での受益がどうしてもありますので、おひとりではなかなか難しいです。周辺の進入路や農道や水路などの付帯施設についての整備も同様の考え方でございますので、その辺りは現況をお伝えできるようにさせていただきます。

議長

集落でやる場合も同じで、最低5人ぐらいですかね、その方の同意があって道の舗装ができる部分もありますので、周辺で対応を考えてもらえたらと思います。

他にございませんか。無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	宮下	●●	さん
譲受人	西条市	●●	さん
申請地	宮下字●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営継承	
	(譲渡人)	経営継承	
権利の種類	贈与による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんと●●さんは、ご兄弟でございまして、この宮下の●●㎡で主として温州みかんなど柑橘類を栽培されております。●●さんが辞めてしまおうかと言っていたところお兄さんが引き継いで栽培をしたいということで、ちょうど勤めを退職された関係でこのような話になりました。西条からと遠いのですが、退職されたことと今、●●さんが持っている道具類はお兄さんにお貸しするというので特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	中山町出渕	●●	さん
譲受人	中山町出渕	●●	さん
申請地	中山町出渕	●●	畑 ●●㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。なお、農地法第3

条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

30年ぐらい前に交換していたそうですが、事務手続きをしないでそのままにしていたそうで、今回、話が出てきました。特に問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	八倉	●●	さん
申請地	八倉字●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんは、以前に何回も出てきておりました、農業をやめるということで水田、畑、果樹園等を第三者に売られた方でございます。ただ、1か所だけ残っている畑がございまして、場所は農免道路の●●から少し西に向かって●●から50m近く上に上がった非常に農作業としてはいい場所でございます。2年前にデコポンの栽培をやめて、現在は耕作していない土地ということで危惧しておりましたが、●●さんから私の方に尋ね来られて、残っているところを購入して農業をやりたいというご意向で引き受けてくださいました。●●さんは、松山でご商売をされておりましたが、20年程前から八倉の自宅の近くの畑で野菜を作っておられます。今回の耕作放棄地化されている土地が回復されるのは、地区としてもありがたいことでございますし、売り手の方も喜ばれております。特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5、6、7につきまして、関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	上野	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社	●● さん
申請地	上野字●●	田	●●m ²
	他●●筆	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

6番

譲渡人	上野	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社	●● さん
申請地	上野字●●	田	●●m ²
	同じく●●	田	●●m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

7番

譲渡人	上三谷	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社	●● さん
申請地	上野字●●	田	●●m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5・6・7番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5、6、7について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 推進委員

5番の譲渡人の●●さんについては、2年前までは利用権設定で宮下の方が米作りをしておりましたが、高齢でできないということで、次の耕作者を探しておられました。ですが、ご覧のように所有している土地が、補助整備が入っていない昔ながらの小さくて、変形した高畦の田んぼが多く、できれば売りたいという意向がございまして、たびたび相談を受けておりましたが、この2年間なかなか見つかりませんでした。

この度、総会でも何度が出てきております●●さんが買い取ってくれるということで売買が成立しました。●●さんも非常に喜んでおられます。

6番の●●さんが所有の土地についてですが、現地確認を●●さんとしてきました。全部小分けの田んぼになっておりまして、そこを買い取ってされます。6番のところもすぐ近くになりますが、周りに迷惑にならないようにとお願いしております。従業員も2、3名若い方が頑張っておられますので問題ないと思います。以上です。

●● 農業委員

宮下の土地につきましては、ちょうど住宅が隣になる関係で草刈りはこまめにしてくださいとよく言っておりますし、以前に宮下で買われた土地は現在、きれいに管理

されておりますので問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号5、6、7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●委員、梅の木は育っていますか。

●● 農業委員

場所によりますね。

●● 農業委員

まだ実はなっていないです。

●● 農業委員

これだけ大規模にされておられるのだから維持管理は十分にやっていますよね。

●● 農業委員

一応されています。皆さんそこが心配だと思いますが、常日頃から気にしてやっています。本人の話では、買い取り目標は達成したということです。

●● 農業委員

この●●さんは、私の担当地区の三秋でも以前、売買で2か所買われました。1か所は梅を20本植えておりますが、その後、全然草刈りも何もしていなくて、先ほど管理していると言われましたが、作業している姿を見たことがなく、梅も欠けているものも見受けられますので、管理できていない状態です。もう1か所は田ですが、草が伸びている状態でトラクターの後ろを草刈りしているぐらいで、梅を植えていない周りの方も草刈りをしてほしいという要望があります。

議長

上吾川にも3か所ありまして、去年の秋口まで全然草を刈っていませんでした。下に田がある人も「稲を刈るまでには草を刈ってほしい」と言っています、この間見たら刈っていました。今は投資だけで、実際に収入になるのはこれからです。せっかくやる気になって若い人を雇っておりますし、荒地を購入して耕作放棄地が無くなっているのは良い傾向ですので、末永くと言いますか、皆さんで土地の状況などを見守ったり、直接言わなくても何かあれば事務局に言っていただいたりして、あとは声掛けと地元の人で監視をしていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

事務局

事務局からの提案ですが、今回こういった話がずっと出ておりますので、「総会で管理不足がご指摘されるようだと次からの案件は止めます」というような「口頭注意をしてください」という意見でもいただけたら、私の方から「総会から」ということでお伝えできようかと思いますが、いかがでしょうか。

●● 農業委員

わかりました。私が代表して言います。

議長

やってもらえるのはうれしいので頑張ってもらいたいと思います。まずは、そのような声を事務局に言ってもらえたらと思います。

●● 農業委員

こういう問題が起きた場合は、農業委員が率先してその方にご意見を言うのがいいのか、事務局の方をお願いをしてご指導してもらうのがいいのかどちらがいいのでしょうか。

事務局

農業委員会としては、委員さんの集合体の組織ですので、どちらがということはないのですが、委員会として誰が伝えるかというところになってきます。その際に、地元の委員さんから声をかけていただいた方が、実行力がある場合と地元の人と言っても聞かないので、事務局から文書で対応という場合があります。どちらが効果あるかというところで、ケースバイケースでやらせていただいております。

議長

相手が地元でなかったらなかなか言いにくい場合もありますし、地元の方でしたら顔見知りということもございますので、声掛けができるのではと思います。

●● 農業委員

この●●の方は地元の人ですか。

●● 農業委員

下三谷の方です。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号5、6、7について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5、6、7について承認いたします。
続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

8番

譲渡人	上野	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	上野字●●	田	●●㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ8番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号8について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

譲渡人の●●さんは、現在、●●の区長さんをされておりますが、10数年前から農機具が老朽化したため水田での米作りについては、利用権設定で同じ村内の方が耕作しておりました。ですが、今年からその方ができなくなり4枚の田んぼのうち3枚については、耕作者が見つかりまして、残りの1枚がここに出ている水田になります。ちょうど松前の●●の東あたりの土地になりまして、耕作者を探していたところ隣接する田んぼを●●さんが買い取りたいということで双方の意向が一致しまして、この度、売買が成立しました。ただ、●●さんは、●●才の高齢で耕作面積も広いのですが、息子さんも一緒にされておりますので、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号8について承認いたします。
続いて、番号9につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

9番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	双海町上灘	●●	さん
申請地	双海町上灘字	●●	畑 ●●m ²
	同じく	●●	畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ9番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号9について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

譲渡人、譲受人、両方とも親父さんの代の約20年前に売買契約しておりましたが、今になって変更ができていないということで、息子さんが来られまして今回このような話になりました。現在、20年前から栗栽培をしておりまして、その下にハウスがあるのですが、両方を兼ねて農作業に関しても都合がいい場所ということで、2人でされています。特段問題はございませんのでよろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。番号9につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号9について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号9について承認いたします。

続いて、番号10、11につきまして、関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

10番

譲渡人	三秋	●●	さん
譲受人	松前町	●●	さん
申請地	三秋字●●	田	●●m ²
	三秋字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

番号11

譲渡人	三秋	●●	さん
譲受人	松前町	●●	さん
申請地	三秋字●●	田	●●m ²
	他4筆	合計●●	m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ10・11番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号10、11について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

譲受人の●●さんは、若い方として経営規模拡大ということで周辺の土地を広げたいというお気持ちを持たれております。譲渡人の●●さんにつきましては、高齢のため今まで耕作をしておりませんでした。この度、双方の条件があいまして、●●さんが取得することになりました。

11番の●●さんも農地が多いのですが、規模を縮小したいということで、以前からこの土地でデコポンを栽培しております●●さんが取得となりました。特段問題はございませんので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号10、11につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

松前から通われるのですか。

●● 農業委員

はい。ほとんど毎日来られています。

●● 農業委員

一人でされているのですか。

●● 農業委員

はい。基本は一人ですが、お父さんが別でされておりました、忙しいときは二人でされる場合もございます。収入は親と別になっておりますので耕作の土地の所有も●●さんの名義で購入されました。

●● 農業委員

贈与ということですが、親族ではないですね。

●● 農業委員

はい。●●さんに関しましては、土地を手放したいということでしたので、このような話になりました。

●● 農業委員

贈与というのはタダですね。

●● 農業委員

そこら辺の金額は聞いておりません。

事務局

最近、増えております贈与ですが、特に今回の●●さんの件もそうですが、この後の案件にもある相続となる息子さんが地元から離れておりました、「とにかく処分したい」ということと「できたら登記費用の諸経費は、そちらもちでやっていただきたい」という意向で今回の話になっております。その中でも、もらってもいいというところだけです。

議長

贈与ということは費用も払ってもらおうということですか。

事務局

土地の代金が無償ということになります。その他の経費については、その都度、お互いの交渉になります。

議長

他にないでしょうか。無いようでしたら、番号10、11について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号10、11について承認いたします。

続いて、番号12、13、14につきまして、関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号12

譲渡人	上吾川	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	上吾川字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

番号13

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
	他2筆	合計●●	m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

番号14

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
	他4筆	合計●●	m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類

10年間の賃借権設定

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ12・13・14番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。今回の譲受人の●●さんですが、ごまを栽培されておりまして、まだまだ経営規模拡大ということを考えていらっしゃいますので、今後もこの下三谷周辺で声がかかるかもしれません。以上です。

議長

それでは、番号12、13、14について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

上吾川の●●さんは、●●才でまだまだできる年ですが、本人の話を聞きますと人生の最後に向けての整理を考えておられまして、自分のところの土地は処分をして、借りたところはいつでも辞められるようにという考えでございます。機械もずっと使い続けておりますので、ここ2、3年は毎年、修理代にかなりのお金を使ってしている状況でして、新たに機械を買ってまで農業はしたくないということでした。以前、大平でされていたレモン栽培もやめており、そういった関係で、農業に対する意欲もなくなっておられまして、このような話になりました。譲受人の●●さんは、事務局から説明があったように、これからも増やしていきたいとのことですので、ご審議をお願いいたします。

●● 農業委員

●●さんも●●さんも農地の管理困難ということでこのような話になりました。以上です。

議長

ありがとうございます。番号12、13、14につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

ごまというのはかなり収益がでるのですか。

●● 農業委員

下三谷の●●の近くでごまを栽培されておりますが、大型機械をいれて丁寧にされております。お孫さんがされるということで、どんどんこれから広げていくと思いますので、収益になるのではないのでしょうか。

事務局

事務局から補足させていただきます。あまり農業だけで利益をとるよりもこの方

は、某建設会社の大きな会社の方でして、農業委員会の総会にも前期農業委員さんの時代に最初の取得の時に来られておりましたが、資産や従業員を使ってできるので、大がかりに機械を購入してやっておられます。収益に関しては、未知数な部分がありまして、経営規模も出荷先が三重県になりますので、なかなか個人では難しいような経営をされております。

議長

無いようでしたら、番号12、13、14について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号12、13、14について承認いたします。
続いて、番号15につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号15

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	下吾川	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
	他3筆	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は2ページ15番のとおりとなっております。地元委員である●●推進委員さんからは、●●さんは御主人さんから相続により農地を取得しましたが、御主人さんが存命の時から農業には携わっておらず、相続した農地は全てを手放す手続きを進めています。今回の申請地は令和2年4月から農業委員会の許可を受け、貸借にてぶどうを作付けしている土地です。無農薬栽培で若干、草の管理に難がありますが、棚を立てて栽培をしていますので、よろしく願いいたします。とのことです。

議長

ありがとうございます。番号15につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号15について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号15について承認いたします。

議案第72号

農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、3ページ、申請地説明図は、位置図が2ページ、現地写真は3ページをご覧ください。申請人及び土地所有者は、双海町上灘、●●さん（●●才）。土地所在地は、双海町上灘字●●、田、●●㎡。転用目的は、植林。

申請地は、田として長年管理されていたが、申請者が高齢となり、隣接地の山林化による耕作条件の悪化等から、農地として管理することが困難となり、植林し山林として管理いたしたく、転用申請に至ったものであります。

申請地は、双海町上灘地区の●●集落の南側の山間部に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、高齢のため管理ができないとのことで、放棄してしまうのもよくないので、植林をしたいと申し出がありました。以上です。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第73号

伊農地法第2条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、4ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が4～5ページ、現地写真は6～7ページをご覧ください。

申出人及び土地所有者は、米湊、●●さん(●●才)。土地所在地は、大平字●●、畑、●●㎡、他3筆、計4筆、面積合計●●㎡。

今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、耕作条件の悪い不便な土地で、約20～40年前に農地としての管理を諦め、山林として管理する為に杉を植林したものと並びに耕作放棄により山林化したもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 推進委員

●●さんは、ご自身が所有されている農地を次々と手放したり借り手があれば任せたりしています。先月、●●さんにご紹介したところも●●さんでした。ほとんどの農地を後継者がいないということで、非農地になるところは非農地にしたいということです。ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いします。

番号2

議案説明書は、4ページ、番号2、申請地説明図は、位置図が8ページ、現地写真は、9ページをご覧ください。

申出人及び土地所有者は、大平、●●さん(●●才)(持分1/2)。大平、●●さん(●●才)(持分1/2)。土地所在地は、大平字●●、畑、●●m²。

今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、昭和61年のJR予讃線内山線の工事により進入路がなくなる等、耕作条件の悪化から耕作放棄地となり山林化したもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 農業委員

この土地は、代表名義が●●さんと●●さんで、昔からある部落の土地を代表者の名義にしている状態です。場所は、●●地域になりまして、その中の行政書士の方が、部落全体で土地の地目を山林扱いにしたいということでこの話になりました。現状が写真のとおりです。手前が駅のホーム、向かいが今回の土地で、その向こうは山がせってきている状態です。近隣もこのような境がわからない状態です。●●部落の方で農地として使う方もおられません。

また、40年程放置をしておりますので、そこに行く道も歩くところしかなく、隣の土地を通らないと行けないので、農地としての復元が難しい状態です。

このような状況から、行政書士の方が部落で所有しようと自治会で地縁団体の認可を受けるために申請をしたようですが、農地であるためできないということで、非農地の申請を出されました。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。
それでは、報告事項に移ります。

報告第31号

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。報告事項ですので、番号1、2について、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は、米湊、●●さん(●●才)。譲受人は、米湊、株式会社、●●、代表取締役、●●さん。土地所在地は、米湊字●●、田、●●㎡。転用目的は、分譲宅地で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

番号2

譲渡人は、米湊、●●さん(●●才)。譲受人は、米湊、株式会社、●●、代表取締役、●●さん。土地所在地は、米湊字●●、田、●●㎡。転用目的は、分譲宅地で、転用面積は、同じく●●㎡。権利の種類等は、所有権移転によるものです。

以上でございます。

議長

報告第31号、番号1、2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項ですので次に進みます。

報告第32号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議長

番号1について、事務局の説明をお願いします。

番号1

貸出人	下吾川	●●	さん
借受人	上吾川	●●	さん
届出地	上吾川字●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条 貸借権設定		

議長

ありがとうございます。報告第32号、番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

補足ですが、●●さんは、医者から「これ以上農業をしていたら身体が動かなくなりますよ」と言われて、この土地と周辺の田をすべて貸しております。ほとんど手放した方です。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、以上で議案審議、報告を終了いたします。委員の皆様、ご審議有難うございました。

それでは、次回は2月26日(水曜日)午後1時30分から農業振興センター1階第2会議室での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第20回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後5時00分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
